事例研究

公用車使用基準と公費での議員パーティー参加について

～私費参加は公職選挙法違反？～

弁護士法人佐々木総合法律事務所　弁護士　佐々木　泉顕

首長による公用車利用の在り方や、議員パーティーへの公費支出が各地で問題になっています。今回は新聞記者と弁護士によるQ&A方式でその対応を考えてみたいと思います。

A新聞社記者Bさん

今日は大学の後輩ということで教えを請いに来ました。C市の市長のDさんは、とてもゴルフが好きで、先日の日曜日も朝からゴルフをして、ゴルフ場に市長公用車を迎えに来させたそうです。市長公舎以外の所に公用車を呼び寄せるのはおかしくありませんか？しかもゴルフ場から、E市にある温泉街で開催されたC市観光協会主催の懇親会に直行して、市長として挨拶したまでは良いのですが、懇親会の席でさんざん会食して、待たせていた公用車に乗って公舎に戻ったんですよ。これって、市長の職権濫用なのではないですか？

弁護士　市長公用車というのは、公務遂行のために市長が出発地から目的地まで移動するために使用されるものですから、出発地がゴルフ場であること自体は問題ではなく、目的地におけるC市観光協会主催の懇親会出席が公務であるかどうかが問題となります（注1）。

B記者　懇親会場でDさんが会食したことも公務なのですか？　懇親会などは単なる飲み会で、公務とは無関係では……。

弁護士　C市観光協会は、C市の観光事業の振興発展と観光客の誘致に努め、産業の発展に寄与することを目的とする団体ですから、Dさんが懇親会で観光協会構成員と意見交換することは十分積極的な意義があるといえます（注2）。

B記者　しかし、Dさんが誰かと意見交換することで、すべてが公務扱いになるのであれば、たとえばC市職員の結婚式出席などもすべて公務になって、公用車の使用が認められてしまうのではありませんか？

弁護士　結婚式への出席は、職場の上司としての招待に応じるものですから、あくまでも個人としての儀礼に属するもので公務としては認められません。この点について首長は十分注意すべきです（注3）。

B記者　国会議員の政治資金パーティー出席の場合はどうですか？

弁護士　C市長が地元の国会議員のパーティーに出席することは、市政と国政が密接な関連を有する上に、当該議員やその他の出席者との間で、市政等に関連する意見や情報の交換が行われることも期待できる以上、C市を統轄して代表する市長の出席は公務との関連は明らかですので、当然公用車の使用は認められます。

B記者　しかし、国会議員のパーティー券購入について公金使用を違法と断じた大阪高裁の裁判例もあるのではありませんか？（注4）。

弁護士　公金使用の問題について整理してみましょう。政治資金規正法には、政治資金パーティーの会費支払について自治体の公費支出を禁止する規定は存在しないので、公費からの会費支出が同法違反になることはありません。ただ、支出は住民訴訟の対象となる財務会計上の行為ですので、住民監査請求がなされた場合に、公費支出が違法若しくは不当な公金の支出に該当するか否かが問題となります。

B記者　公費支出に関する判例はどうなっていますか？

弁護士　最高裁平成一八年一二月一日判決（武蔵野市長交際費事件）は、「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。」と判示していますし、B君が引用している大阪高裁判決の後に、国会議員の国政報告会における東京都品川区の公金使用を適法とした東京地裁平成一五年一月一六日判決が出され、その判断が東京高裁、最高裁でも維持されていることから考えれば（注5）、金額の妥当性の問題以外は、公金使用について基本的に容認するのが裁判所のスタンスと考えられます。

B記者　公職選挙法違反の問題は生じないのですか？

弁護士　公職選挙法一九九条の二は、公職にある者等の寄附を禁止する規定ですが、公金支出は、C市の予算措置に基づき、C市を代表して市長という機関の名で行われており、Dさん個人がした寄付ではありませんので該当しません（注6）。また、同法一九九条の三の「会社その他法人又は団体」には地方公共団体は含まれませんので、こちらにも該当することはありません。

解説

注1　神戸地裁平成二四年六月二一日判決は、「市長公用車が、市長が出発地から目的地まで移動するために使用されるものであることに照らすと、その使用が公務の遂行に必要なものか否かの判断は、まずは目的地における活動が公務か否かによるべきであり、出発地の属性は基本的には関係がなく、出発地がゴルフ場であることからその公務の遂行のために必要がないということはできない。」と判示している。

注2　東京高裁平成二二年九月一六日判決は「確かに懇親会という場が意見交換等のためにどれほど有用であるかについては疑問もあるが、非公式の会合であるからこそ得たり伝えたりすることができる意見や情報も、ないとはいえず、市長が公式の会合に加えて、スケジュールが空いている限り、公的な団体の招待に応じて、懇親会に出席し、非公式の意見交換等に努めることは、市にとって意味がないということはできない。」と判示している。

注3　上記東京高裁判決は、市長の結婚式出席については、市長として招かれたとしても職場の上司としての招待であるとして公務性を否定し「市長が私的な会合において市の現状等を出席者に伝えたとしても、そのことから直ちに、その行為が公務に当たるということは出来ないことが明らかである」と判示し、結婚式への出席が公務と公務の合間にされるために、その送迎に公用車を使用することが、前後の公務にとって必要であるなどという場合を除けば、結婚式会場への公用車による送迎は、行政上必要な業務又はこれに準ずる業務には当たらないと結論づけているので要注意である。

注4　大阪高裁平成一四年一二月二五日判決は、行政の政治的中立性を害する行為として支出を違法とした。

注5　品川区長交際費支出損害賠償請求住民訴訟事件（判例地方自治二五五号二三頁）では、ホテル開催の国政報告会等の場合、開催場所において提供される飲食の経費、他の会合において支出した金額との均衡等を勘案して、五千円～一万円の支出を相当額としている。

注6　市長交際費に関する住民訴訟事件（横浜地裁平成一五年三月一九日判決　判例地方自治二四六号二六頁）。なお、首長個人が私費で支払えば、公職選挙法違反の問題が生じかねないことに留意されたい。

Profile

佐々木 泉顕（ささき・もとあき）

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所
TEL011-261-8455　FAX011-261-9188
・北海道町村会顧問
・一般社団法人札幌市医師会顧問
・北海道教育委員会顧問